

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化しており、環境問題と景観形成の意識の高まりや、災害に強いまちづくりの一層の推進、余暇活動における自然とのふれあいのニーズの高まりなど、緑が持つ環境保全、レクリエーション、防災、景観形成といった様々な機能を十分に発揮させていくことが、これまで以上に期待されています。

特に、地球温暖化や生態系のバランスの変化など、地球規模で問題の深刻化が指摘される中、国においても、持続可能な社会に向けて、二酸化炭素の抑制を目指した低炭素都市づくりが推奨されており、二酸化炭素の吸収源である緑の保全と創出が強く求められています。

このような背景を踏まえて、緑の基本計画を定めます。

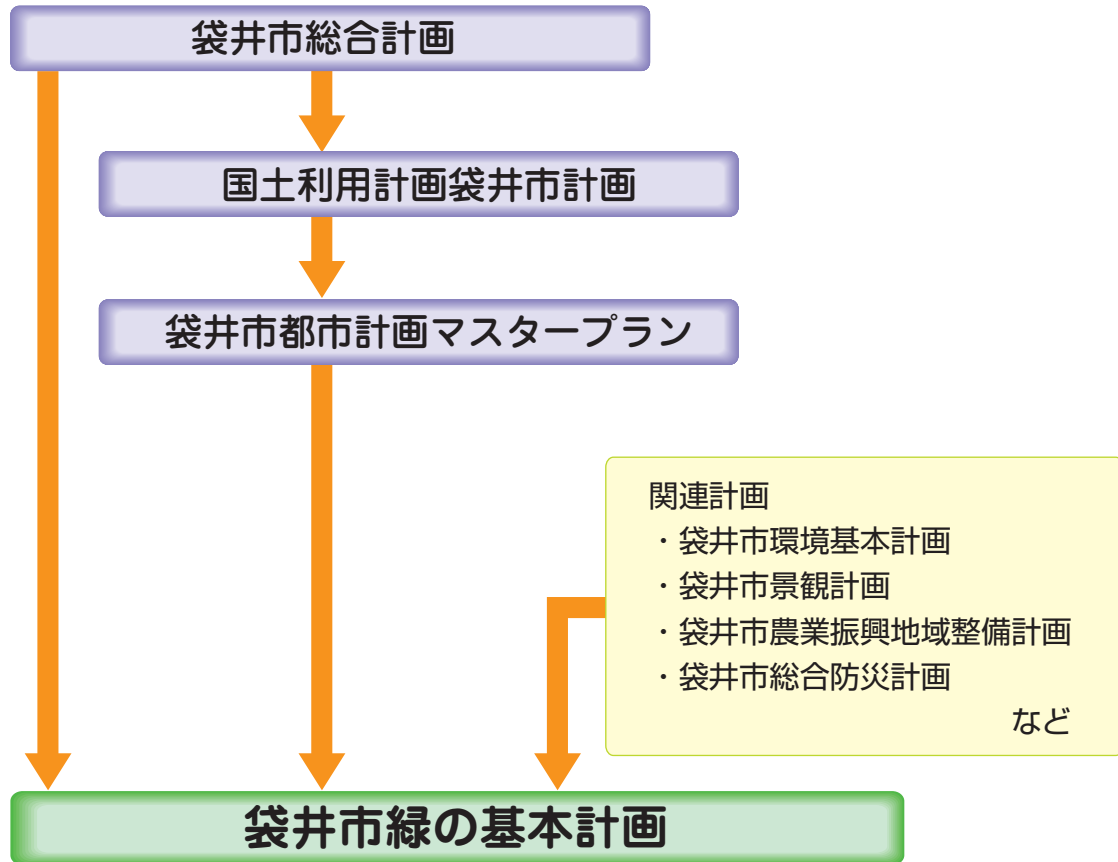
2 計画の目的

緑の基本計画は、都市緑地法第4条第1項に定められる「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。

本計画は、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的にかつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を示し、市民・企業・行政が一体となって、緑の保全・創出に取り組むために策定します。

3 計画の位置づけ

本計画と上位計画及び関連計画との関係は次のとおりです。



4 計画の区域と目標年次

(1) 計画の区域

計画の対象区域は、袋井市全域（108.56km²）とします。

(2) 目標年次

計画の基準年次を平成17年（2005年）とし、目標年次を20年後の平成37年（2025年）に定め、概ね10年ごとに見直しを行います。

基準年次	平成17年（2005年）
中間年次	平成27年（2015年）
目標年次	平成37年（2025年）

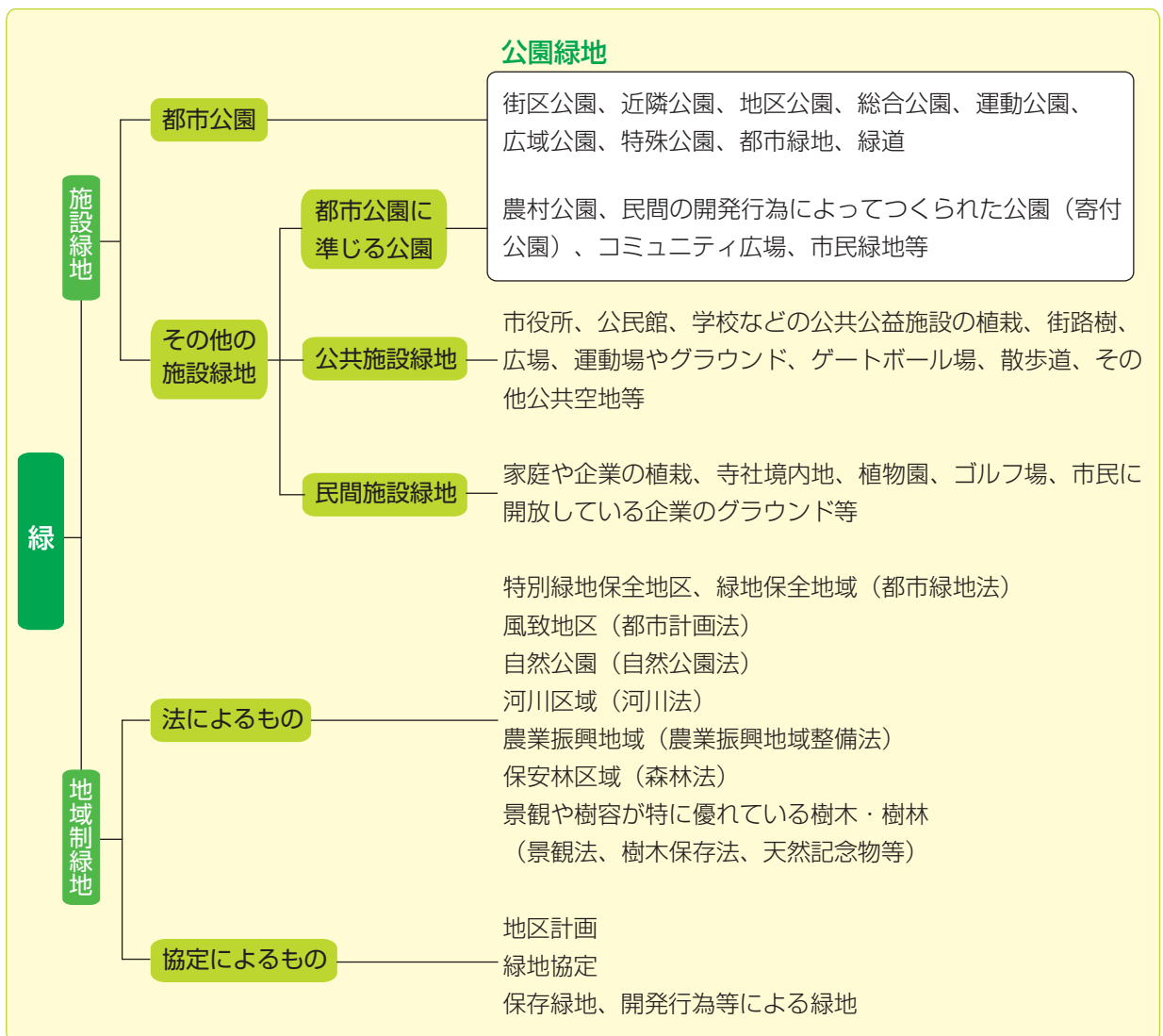
5 計画の対象とする緑の分類と役割

(1) 対象とする緑

「緑」という言葉は、一般に樹木や草花などの植物をイメージしますが、本計画では、それらを含む周辺の土地や空間も含めており、森林、農地、河川などの良好な自然環境を形成しているものや、公園などのオープンスペースも対象とする「緑」として位置付けます。

本計画における緑を分類すると次のようになります。

緑の分類表



※ 都市公園と農村公園・寄付公園・コミュニティ広場などの都市公園に準じる公園は、同様の役割を果たしていることから、これらをあわせて「公園緑地」として位置付けます。


 公園緑地の分類

区 分		内 容	
都 市 公 園	住区 基幹公園	街区公園	主として街区内（市街地）に居住する者の用に供することを目的とする公園。標準規模は0.25ha。
		近隣公園	主として近隣（市街地）に居住する者の用に供することを目的とする公園。標準規模は2ha。
		地区公園	主として徒歩圏内（市街地）に居住する者の用に供することを目的とする公園。標準規模は4ha。
	都市 基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。標準規模は10～50ha。
		運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園。標準規模は15～75ha。
	大規模 公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーションの需要を充足することを目的とする公園。標準規模は50ha以上。
	特殊公園		風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に即し配置する。
	都市緑地		主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり0.1ha以上。
	緑 道		災害時における避難路の確保や歩行者や自転車が安心して通行するために設けられた緑地。 住宅地と公園や公共施設等を連絡するように設ける。
都 市 公 園 に 準 じ る 公 園	農村公園		農村地域住民の健康増進や地域活動の用に供することを目的とする公園。
	寄付公園		民間の開発行為によって整備され、市に移管された公園。
	コミュニティ広場		市民の相互親睦を深め健康増進と体育の振興を目的とし、袋井市コミュニティ施設条例に基づき設置された広場。

(2) 緑の役割

緑は、私たちが生活するうえで様々な恩恵をもたらし、住みよいまちづくりを進めていくために必要なものです。

緑の役割は、次のようなものがあります。

ア 良好な生活環境をつくる

緑は、二酸化炭素を吸収し、地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和に役立ちます。

また、街路樹や民有地の緑などは、樹陰の提供や、排気ガスの浄化など良好な環境をつくりだしています。



(都) 袋井広岡線

イ 生き物の生息空間を守る

緑は、私たち人間も含め、多様な生き物を育てています。緑を守ることで、生態系の維持につながります。



小池 (笠原地区)

ウ 自然とふれあう機会をつくる

公園や散歩道などは、遊び場や健康づくりの場として利用されるほか、地域における活動やイベントなどの機会を通じ、コミュニティの形成に役立っています。

また、森林や河川、農地などにおける自然とのふれあいは、私たちの気持ちを豊かなものにし、環境学習の機会を提供します。



エコパ自然教室

エ 自然災害を防ぐ

森林は、樹木がしっかりと根を張ることで、土砂の流出を防ぎます。大雨の際は、雨水を蓄え、少しずつ河川へ水を放出します。

水田では、一時的に雨水を貯留し、洪水を抑制する働きがあります。

風の強い季節は、樹木が強風や飛んでくる砂を防いだり、海岸付近の防風林は、塩害を抑制します。



浅羽海岸のクロマツ林

オ まちを守る

公園、広場や道路の街路樹は、災害時の避難地や支援活動の拠点になるほか、火災時の避難経路の確保や延焼防止に役立ちます。



月見の里公園

カ 美しい都市景観をつくる

緑は、美しい自然景観や田園景観をつくり、私たちのふるさとを形成する重要な要素となり、気持ちのやすらぎや四季の移り変わりなどを感じさせてくれます。

また、公共公益施設や民有地の植栽、道路の街路樹などは、魅力的できれいなまち並みをつくれます。



春岡地区の田園景観と可睡の杜